

令和6年第3回

月形町教育委員会会議録

令和6年4月23日

月形町教育委員会

令和6年第3回月形町教育委員会会議録

- 1 招集日時 令和6年4月23日（火） 午後5時00分
- 2 招集場所 月形町総合体育館 大会議室
- 3 出席委員 教育長 古 谷 秀 樹
委 員 岸 上 希 央
委 員 目 黒 隆 紀
- 4 委員以外の出席者 教育次長 上 葛 隆 治
主 幹 野 本 和 宏
主 幹 加 藤 亮
学務係長 西 川 幸 江
学務係主査 五十嵐 克 成
社会教育係長 今 井 学
- 5 教育行政報告 別紙のとおり
- 6 議 件
議案第8号 月形町教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について
議案第9号 月形町図書館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について
議案第10号 月形町義務教育学校基本設計(案)に対する意見募集の結果【案】について
議案第11号 月形町義務教育学校基本設計(案)の修正及び策定について
報告第6号 臨時代理の報告について(月形町社会体育振興補助金交付要綱の一部を改正する告示の制定について)
報告第7号 臨時代理の報告について(月形町芸術文化振興補助金交付要綱の一部を改正する告示の制定について)
報告第8号 町内小中学校在籍児童生徒数(令和6年4月分)について
- 7 会議の顛末 別紙のとおり

令和6年第3回月形町教育委員会会議録

(令和6年4月23日)

○（古谷教育長）ただいまから令和6年第3回月形町教育委員会会議を開催します。

委員の皆様、お忙しい中ご出席いただきありがとうございます。

農作業も本格的に忙しくなってきたと思います。先日、種まき機械に指を挟まれるという事故があり、ドクターヘリが飛んでまいりました。

今年度、はじめての会議になりますけれども、このようなメンバーで進めて参りますので、改めてよろしくお願い申し上げたいと思います。

明日から3日間、中学校は修学旅行に出かけます。朝、6時55分の出発式になります。今年も関東方面、東京を中心にとということです。子どもたちも一番多い学年であり、大変喜んでいるところですし、にぎやかな修学旅行になると思います。引率もしっかりと5人体制で引率していきます。

本年度、第3回の教育委員会会議を開催いたします。

(午後5時00分開会)

- ○（古谷教育長）教育行政報告を説明願います。

○（上葛教育次長）1ページをお開きください。教育行政報告をご説明します。

3月22日から本日までの教育行政報告になります。

3月22日と25日に海外短期留学の報告として、当時月形高校3年生の2名の方が来てくれました。

3月26日に空知管内教育実践表彰を月形中学校の今教諭が受賞されました。学校教育、社会教育の実践活動においてその実績が顕著な方に贈られるものです。

3月27日に義務教育学校基本設計（案）地域説明会を開催しました。一般の方8名と少人数でしたが、活発な質疑等が行われました。

4月1日に教職員辞令交付式が行われました。

4月5日に小学校と中学校の入学式、8日に高校の入学式が行われました。

2頁に渡ります。

4月11日に管内の教育長出席の会議が4つ集中的に行われています。

昨日、4月22日に月形刑務所視察委員会に教育長が出席しています。

説明は以上です。

○（古谷教育長）ただいま、教育行政報告が終わりました。質疑ございませんか。

(質疑なしの声あり)

○(古谷教育長) 質疑なしと認めます。以上で、教育行政報告を終了します。

- ○(古谷教育長) 「議案第8号 月形町教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。

上葛教育次長説明願います。

○(上葛教育次長) 「議案第8号 月形町教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について」をご説明します。

議案書3頁をお開きください。

「議案第8号 月形町教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について」

月形町教育委員会の事務を教育長に委任する規則第2条第8号の規定により月形町教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則を制定したいので、教育委員会の議決を求めるものです。

本日の提出です。

内容について説明いたします。

本件につきましては、教育委員会事務局組織として、社会教育係の分掌事務を定めた部分になります。「(17)月形町農業研修館の管理運営に関すること。」を削除し、新たに「(8)図書教育に関すること。」を加えるものです。月形町農業研修館につきましては、現在、月形樺戸博物館別館として位置付けられており、存在しないことから削除するもので、併せて第5条別表に記載されている「月形町農業研修館」につきましても削除するものです。

また、「(8)図書教育に関すること。」につきましては、これまで記載がありませんでしたので、改めて分掌事務として位置付けるものです。

以上、議案第8号についてご説明いたしました。ご審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○(古谷教育長) ただ今説明が終わりました。質疑ございませんか。

(質疑なしの声あり)

○(古谷教育長) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第8号は本案のとおり可決することにしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○(古谷教育長) 異議なしと認めます。よって議案第8号は本案のとおり可決されました。

- ○(古谷教育長) 続きまして「議案第9号 月形町図書館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。

上葛教育次長説明願います。

○(上葛教育次長) 「議案第9号 月形町図書館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」をご説明します。

議案書5頁をお開きください。

「議案第9号 月形町図書館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」
月形町教育委員会の事務を教育長に委任する規則第2条第8号の規定により月形町図書館条例施行規則の一部を改正する規則を制定したいので、教育委員会の議決を求めるものです。

本日の提出です。

内容について説明いたします。

本件につきましては、月形町図書館の図書の貸し出しに係る改正になります。現在、本の貸し出しは3冊までとしています。今回、5冊まで可能とし、一人当たり借りることのできる蔵書数を拡大するものです。なお、返却につきましては、2週間以内となっており変更ありません。規則の施行については5月1日からとしています。

以上、議案第9号についてご説明いたしました。ご審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○(古谷教育長) ただ今説明が終わりました。質疑ございませんか。

(質疑なしの声あり)

○(古谷教育長) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第9号は本案のとおり可決することにしたいと思います。
これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○(古谷教育長) 異議なしと認めます。よって議案第9号は本案のとおり可決されました。

- ○（古谷教育長）続きまして「議案１０号 月形町義務教育学校基本設計（案）に対する意見募集の結果【案】について」を議題とします。

加藤主幹説明願います。

- （加藤主幹）「議案１０号 月形町義務教育学校基本設計（案）に対する意見募集の結果【案】について」をご説明します。

議案書７頁をお開きください。

月形町教育委員会の事務を教育長に委任する規則第２条第１項の規定により月形町義務教育学校基本設計（案）に対する意見募集の結果【案】について教育委員会の意見を求めるものです。

本日の提出です。

内容について説明いたします。

別添資料１及び議案書８頁から１０頁をご覧ください。基本設計（案）に対する意見募集を３月１日から３月３１日の期間を設けて実施いたしました。提出のあった意見につきましては、議案書８頁から１０頁のとおり、３名延べ１３件の意見・質問がありました。

主に通学路に関すること。太陽光発電に関すること。学校図書館であるメディアセンターに関連した地域開放に関すること。特別支援のお子さんにとっても居心地の良い学校となるようインクルーシブ教育充実のためのご意見などをいただいています。

一覧については、後ほどご覧いただければと思いますが、主だったもののみご説明いたします。

まず、番号１－２の「太陽光発電の設置について」です。

「ゼロカーボンシティ宣言をしている月形町にとって、再生可能エネルギーとして、太陽光発電を設置する良い機会かと考えます。非常用電源としての価値や防災学習、環境学習教材としての価値が期待できるのでは」というご意見です。

こちらに対してましては、「町内７カ所ある避難所の一つとなっており、さらにその必要性は高いものと考えています。」という回答をいたしまして、今回基本設計（案）に太陽光パネルの設置について、記載をすることとしております。

その他「地域開放」については、番号１－１、３－２、３－３が関連いたしますが、ご意見として、「セキュリティに対する心配や懸念は一定程度理解はするが、都市部と状況は異なるので、子どもたちも地域住民の気配を感じることができる学校を様々な方法を活用しながら運営をしてほしい」というご意見です。

こちらに対しては、「児童生徒と地域住民が交流できる空間」と「地域住民と児童生徒の動線が交錯しない計画」を両立しながら、地域に開放しつつも、学校活動の妨げとならないよう顔認証システムなどのスマートロックシステムなどを用いることで、地域開放と安全性の確保の両立を図りたいという回答としています。

その他、特別支援に関するご意見も複数いただきましたが、今後の実施設計に向けて検討を進めたいという回答をさせていただいております。

以上、意見募集の結果についてのご説明です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上、議案第10号についてご説明いたしました。ご審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○（古谷教育長）ただ今説明が終わりました。質疑ございませんか。

（質疑なしの声あり）

○（古谷教育長）質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第10号は本案のとおり可決することにしたと思います。これにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○（古谷教育長）異議なしと認めます。よって議案第10号は本案のとおり可決されました。

- ○（古谷教育長）続きまして「議案11号 月形町義務教育学校基本設計（案）の修正及び策定について」を議題とします。

加藤主幹説明願います。

○（加藤主幹）「議案11号 月形町義務教育学校基本設計（案）の修正及び策定について」をご説明します。

議案書11頁をお開きください。

「議案11号 月形町義務教育学校基本設計（案）の修正及び策定について」

月形町教育委員会の事務を教育長に委任する規則第2条第1項の規定により月形町義務教育学校基本設計（案）の修正及び策定について教育委員会の意見を求めるものです。

本日の提出です。

内容について説明いたします。

パブリックコメントで公開している基本設計（案）から、2月末のワークショップ以降、3月に設計事業者や農林建設課などとの協議を行った過程で、冬季間の除雪に係る堆積スペースなどについて一部課題があることが判明いたしまして、3月中に一部変更を加えております。また、参考資料として、配付をさせていただきましたが、3月27日に地域説明会を開催いたしました。出席者については、8名ということで人数こそ少ない状況ではありましたが、就学前のお子さんをお持ちの保護者数名と、中学生の保護者、子育てを終えられた世代の方々にも出席をいただきまして、幅広い世代の方々に出席をいただいたかと思います。その中でもいくつかご意見をいただきましたが、基本設計への反映をさせるものについては、こちらについてはございませんでした。ご意見の内容につきましては、後ほどご確認いただければと思います。また、先程、ご説明いたしましたパブリックコメントのとおり、太陽光パネルの設置についても、変更を加えております。

これらの変更点について、ご説明をいたします。

まず、別添資料2をご覧ください。

こちらの資料については、3月26日に開催しました第7回開校準備委員会の中でも修正について説明をさせていただいた資料となります。

図面のピンク色部分が変更前の建設予定図です。その上に赤い線で囲った形状が、変更後の建設予定図となります。新しい校舎の北側については、道路をはさんで反対側に投雪可能なスペースが限られているため、農林建設課と協議をいたしまして、除雪については、歩道を含め12.5メートル、歩道を除き10メートル敷地を確保しないと堆積や除雪が難しいということが判明いたしました。そのため、10メートルを確保できていない場所については、建物形状を変更して、再度、建物プランを検討したところです。

具体的に形状が変更になったことに伴う平面図については別添資料3をご覧ください。

こちらが3月以降の修正を反映させた最新の基本設計（案）となります。4頁の平面計画をご覧ください。以前はサブアリーナへの入り口となるホワイエの部分が左側の学校スペースよりも北側に張り出していましたが、歩道から10メートルの堆積スペースを確保するため、張り出し部分を削っています。サブアリーナについては、面積の変更はありません。メディアセンターについては、南北方向に短くして、東側に細長くしています。メディアセンターの面積については、若干面積が減少しております。

また、以前はアリーナに接続する前室に階段を設置していましたが、サブアリーナの右側に階段を集約しまして、3.5メートルの幅の階段スペースを追加しています。

また、南北方向に縮めたことにより、当初、メディアセンター上部に吹き抜け部分がありましたが、この吹き抜けが無くなりました。5頁の2階平面図をご覧ください。2階のキッチンスタジオやデザインスタジオに面した廊下に吹き抜けが面していましたが、吹き抜けがなくなったことにより、廊下からサブアリーナ、視聴覚室・音楽室の内部が見えるようになっており、2階からサブアリーナで活動している人が見えるようになり、上下階のつながりを意識した形状となっています。

放課後の部活動の際に2階アリーナの更衣室や部室から、1階のサブアリーナや音楽室への動線を考えたときに、以前は常置開放エリアであるメディアセンターを通らないと行けない配置になっていましたが、アリーナ横の階段からサブアリーナの前室へ抜けることができるよう変更を加えたことで、常時開放しているエリアを経由せずに移動することができるように変更を加えています。2階については、吹き抜け部分以外の変更はありません。

続いて、3階のサブアリーナ上部の屋上について、ウッドデッキとゴムチップを設けて様々な活動ができるようなスペースを計画しています。安全に十分配慮をしながら、さまざま屋外活動ができるのではないかと考えております。

ここまでの変更が3月、関係機関との調整により変更となった部分ですが、さらにパブリックコメントにおいても説明いたしました。太陽光パネルの設置について、基本設計において今回追加をしています。太陽光パネルについては、冬期間の発電効率などを勘案し、壁面設置型を現在は計画しています。基本設計においても、太陽光パネルの設置について明記し、外観パースなどにも反映いたしました。

10頁の建て替え計画をご覧ください。今回、一番下のスケジュール部分に、「今後の社会情勢により竣工の時期が延びることがあります。」という注釈を入れています。建設業者の週休2日導入などの影響により工期が伸びてしまう可能性も現在想定されますので、今回追記をさせていただきます。

最後に11頁をご覧ください。今回、新たに解体工事及び外構工事についての概算が出ましたので、現在の中学校校舎解体費1.9億円、外構工事として2.2億円を今回追記しております。

最後に基本設計の策定及び公表までのスケジュールですが、先週、17日（水）に庁内検討会議、18日（木）に理事者協議、19日（金）に役場の管理職員を対象と

した庁議において、報告を終えております。本日の教育委員会議、26日（金）総合教育会議、5月1日の議会全員協議会にて報告をしまして、早ければ、5月2日に先程のパブリックコメントの結果と基本設計の策定について、公表する予定となっております。

以上、議案第11号についてご説明いたしました。ご審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○（古谷教育長）ただ今説明が終わりました。質疑ございませんか。

（質疑なしの声あり）

○（古谷教育長）質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第11号は本案のとおり可決することにしたと思います。これにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○（古谷教育長）異議なしと認めます。よって議案第11号は本案のとおり可決されました。

- ○（古谷教育長）続きまして、「報告第6号 臨時代理の報告について（月形町社会体育振興補助金交付要綱の一部を改正する告示の制定について）」を議題といたします。上葛教育次長、説明願います。

○（上葛教育次長）「報告第6号 臨時代理の報告について（月形町社会体育振興補助金交付要綱の一部を改正する告示の制定について）」をご説明いたします。

議案書13ページをお開きください。

「報告第6号 臨時代理の報告について（月形町社会体育振興補助金交付要綱の一部を改正する告示の制定について）」

月形町教育委員会の事務を教育長に委任する規則第4条の規定により、別紙のとおり臨時代理をしたので、同規則第6条の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。

本日の提出です。

報告の内容についてご説明いたします。

14頁をお開きください。

本補助金につきましては、各種スポーツ大会において、全道大会以上の大会に出場する者に対し補助金を交付し、町のスポーツ振興と奨励を図り、町民の心身の健全な

発達に期することを目的としています。

次の報告第7号では、この文化芸術版の補助金となりますが、本報告と一体的に協議を行っています。近年、同一の個人が同一年度内に複数回補助金の交付を受ける事案が見られ、上限額の設定の必要性について協議が必要となっていました。

本年3月25日の第3回社会教育委員会会議において「団体を除く個人1人あたり上限額を15万円とすることが望ましい」との協議結果を受け、今回、本要綱の改正を行うものです。

令和5年度では、一体的協議をした報告第7号の芸術文化振興補助金において、年度内に7回の補助を受けた方がおられました。過去の状況からみても通常の個人の方について、ほとんどの方が年間で本上限額に達する状況ではなく、極一部の限られた方のみの適用になるものと考えています。

以上、報告第6号についてご説明いたしました。ご承認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○（古谷教育長）ただ今説明が終わりました。質疑ございませんか。

（質疑なしの声あり）

○（古谷教育長）質疑なしと認めます。

お諮りいたします。報告第6号は報告のとおり承認することにしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（質疑なしの声あり）

○（古谷教育長）ご異議なしと認めます。よって報告第6号は報告のとおり承認されました。

- ○（古谷教育長）続きまして、「報告第7号 臨時代理の報告について（月形町芸術文化振興補助金交付要綱の一部を改正する告示の制定について）」を議題といたします。

上葛教育次長、説明願います。

○（上葛教育次長）「報告第7号 臨時代理の報告について（月形町芸術文化振興補助金交付要綱の一部を改正する告示の制定について）」をご説明いたします。

議案書15頁をお開きください。

「報告第7号 臨時代理の報告について（月形町芸術文化振興補助金交付要綱の一部を改正する告示の制定について）」

月形町教育委員会の事務を教育長に委任する規則第4条の規定により、別紙のとおり

り臨時代理をしたので、同規則第6条の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。

本日の提出です。

報告の内容についてご説明いたします。

16頁をお開きください。

本補助金については、各種芸術文化のコンクール及び展覧会等に出場する者に対し、補助金を交付し、芸術文化を通じた地域活動の振興と奨励を図ることを目的としています。

改正の趣旨及び内容につきましては、報告第6号と同様に個人の補助限度額を15万円とさせていただくものです。

以上、報告第7号についてご説明いたしました。ご承認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○（古谷教育長）ただ今説明が終わりました。質疑ございませんか。

（質疑なしの声あり）

○（古谷教育長）質疑なしと認めます。

お諮りいたします。報告第7号は報告のとおり承認することにしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（質疑なしの声あり）

○（古谷教育長）ご異議なしと認めます。よって報告第7号は報告のとおり承認されました。

- ○（古谷教育長）続きまして、「報告第8号 町内小中学校在籍児童生徒数（令和6年4月分）について」を議題とします。

上葛教育次長、説明願います。

○（上葛教育次長）「報告第8号 町内小中学校在籍児童生徒数（令和6年4月分）について」をご説明します。

議案書17頁をお開きください。

「報告第8号 町内小中学校在籍児童生徒数（令和6年4月分）について」

令和6年4月分の在籍児童生徒数になります。

本日の提出です。

在籍数の内訳についてご説明します。

議案書 18 頁をご覧ください。

3 月に中学 3 年生 13 名が卒業し、4 月に新たに小学校 1 年生が 16 名入学しました。

昨年度に比べて小学校では 8 名増、中学校では 5 名減、合計で 3 名増えたことになります。

以上、報告第 18 号についてご説明いたしました。ご承認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○（古谷教育長）ただいま説明が終わりました。質疑ございませんか。

（質疑なしの声あり）

○（古谷教育長）質疑なしと認めます。

○（古谷教育長）お諮りします。報告第 8 号は報告のとおり承認することにしたいと思います。これにご意義ございませんか。

（異議なしの声あり）

○（古谷教育長）異議なしと認めます。よって報告第 8 号は報告のとおり承認されました。

○（古谷教育長）以上で、本委員会に付議されました議案はすべて終了いたしました。

よって令和 6 年第 3 回月形町教育委員会を閉会します。

（午後 5 時 33 分閉会）

この会議録は、事務局教育次長が作成したものであるが、その内容は正確であることを証するためここに署名する。

令和 6 年 4 月 26 日

教 育 長 古 谷 秀 樹